令和８年度「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金対象事業候補募集要領（４次募集）

鳥取県市場開拓局食パラダイス推進課

「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金の交付対象となる事業を募集します。

１　目的

県産品のブランド化や魅力アップを図り、食（特産品や名物料理など）により県内外からの誘客を図る取組など、食パラダイス鳥取県推進につながる地域の活動等を促進します。

２　募集期間・提出書類等

（1）募集期間：令和８年１１月２０日（金）～　令和８年１２月３日（木）必着

（2）応募書類及び書類提出部数：

応　募　書　類	提出部数
事業計画書及び収支予算書（様式第１号、２号）	各１部

（3）応募方法：郵送、持参、電子メール

３　募集事業の概要

１事業の内容	食パラダイス鳥取県の推進のための情報発信や県産品のブランド化の推進、地域ならではの郷土料理・特産品や名物料理をＰＲ（普及・発信）する取組
２交付要件	（1）本交付金の対象事業は単年度事業とする。ただし、複数年度にわたる発展性の高い取組を必要とする場合には、翌年度以降も１回に限り応募できる。 （2）対象事業は次のアからオまでに掲げる要件を全て満たす活動とする。 ア　国または県の他の補助金等の助成を受けていないこと イ　自治体からの委託事業でないこと ウ　従前からの継続事業の場合は、本交付金を活用することで新たに発展性の高い取組がなされるものと認められること エ　県が事業主体（構成員）となっていない事業 オ　事業実施により地域的な波及効果が期待されるものであること ※個別企業の取組は対象外
３交付対象者	民間団体、グループ等 ※市町村、食パラダイス鳥取県ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体、個別企業等は対象外です。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者とします。また、構成員のうち県外事業者等が含まれる場合には、構成員の１／２未満とします。
４交付対象経費	事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費※（ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、器具・備品等の減価償却資産購入費（１０万円以上のもの）は除く） ※食との関連性が低い集客イベント部分については、対象としない場合があります。
５交　付　率	１／２
６交付金上限額	上限額１，５００千円

４　応募に当たっての留意事項

（1）応募は１者につき１事業です。

（2）令和９年３月３１日までに事業完了してください。

※事業完了とは、事業計画に定めた取組が実施され、成果物の納品等がある場合はそれを受領し、事業に係る経費の支払いが完了していることをいいます。

（3）交付対象となる経費は、県が交付決定した日から令和９年３月３１日までに支払った経費です。

（4）応募された事業は審査を行ったうえで採択の可否を決定します（詳しくは下記５をご覧ください。）。

（5）採択された事業の総額が予算を超えた場合、審査結果を元に順位付けを行い、予算の範囲内で採択額を配分

します。順位によっては予算が配分されない場合があります。
（6）応募に要する経費（審査会の参加の交通費等）は応募者の負担とします

5　採択事業の決定方法、留意点

（1）応募者に、「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金審査会においてプレゼンテーションをしていただき、審査委員が事業内容を審査します。（適宜パワーポイントをご活用ください。）

ア　日程・場所：１２月１６日（水）９時３０分～（1団体２０分）鳥取県庁４階　農林水産部会議室

イ　審査内容：次の事項を総合的に判断して審査し、採択事業を決定します。

評　価　項　目	内　　容
○事業の新規性(発展性)	新規の取組か、継続事業の場合は発展性が認められるか。
○実施の確実性・計画の妥当性	事業内容に応じ、実施する能力（体制、組織、協力等）が認められるか。 収支計画が妥当か。予算やスケジュールを含む事業計画について実現可能か。
○食パラダイス鳥取県のＰＲ効果	食パラダイス鳥取県のＰＲ（情報発信、普及効果）につながるか。県産食材の使用に努めているか。
○情報発信力	事業に話題性があり、情報発信力が認められるか。
○地域への波及効果・公益性	事業実施により地域活性化(にぎわい、交流、地域経済)への波及効果が認められるか。

（2）審査結果は、応募者に通知します。

6　採択後の留意事項

（1）採択された事業は、知事が別に定める「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金交付要綱に基づく本交付金の交付申請手続きを経て交付を決定します。
（2）原則として、交付決定日以降の経費を対象とします。
（3）交付額は、交付金要綱で定める交付限度額を限度として、交付対象経費から事業に伴う他の収入額を控除した額と、交付対象経費に交付率を乗じて得た額のいずれか低い額とします。
（4）交付金の振込先は、原則として、交付対象者である民間団体、グループ等の名義の口座とします。
（5）交付決定を受けた団体等は、団体内に決裁や会計に関する事務処理規程を整備するとともに、収入及び支出を適正に管理する体制を確保してください。
（6）本交付金が活用されたチラシ等の広告物には、本交付金を活用していることを記載し、可能な限り食パラダイス鳥取県のロゴマークを記載してください。
（7）実績報告書は、事業の概要（イベント状況、制作物等）が把握できる写真やチラシ、事業に係る支出の内容及び支払の事実を確認できる書類等を添付し、事業完了後２０日間以内に提出してください。

7　申込・問合せ先

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課　〒680-8570　鳥取市東町一丁目220番地
電　話 0857-26-7835　ファクシミリ 0857-21-0609　電子メール　shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp